

二〇二六年度 大学院入学試験問題【Ⅱ期】

文学研究科 史学専攻 日本史学専修(博士前期課程)

科目: 論文: 専門科目(日本史等) (辞書使用: 不可)

受験番号() 氏名()

「Ⅰ」 日本の古代から近現代にいたる税制の歴史について、時代ごとの特徴をふまえながら述べよ。〔解答はこの用紙に記入しなさい〕

二〇二六年度 大学院入学試験問題【Ⅱ期】

文学研究科 史学専攻 日本史学専修(博士前期課程)

科目: 論文・専門科目(日本史学) (辞書使用:不可)

受験番号()

氏名()

[Ⅱ] 次の(1)～(5)より二問を選び、解答せよ(三問以上選択すると無効)。

(1) 次の古代の史料を読み、設問に答えよ。解答はこの用紙に記入すること。

この問題は、著作権の関係により掲載ができません。

弘仁五年三月廿九日

[出典 『鑑纂三代格』国史大系 吉川弘文館 三二二頁]

問一 傍線部をすべて平仮名で書き下し、「諸代人」の意味を記せ。

書き下し〔

〕

意味〔

〕

問二 史料中、天平七年五月格の内容を要約し、例外規定の理由を簡潔に答えよ。

要約〔

理由〔

〕

二〇二六年度 大学院入学試験問題【Ⅱ期】

文学研究科 史学専攻 日本史学専修(博士前期課程)

科目: 論文:専門科目(日本史学) (辞書使用:不可)

受験番号() 氏名()

- (2) 次の中世の史料(建治元年〔一二七五〕十一月)を読み、設問に答えよ。解答はこの用紙に記入すること。史料は表記を一部改めたところがある。

この問題は、著作権の関係により掲載できません。

出典:高橋秀樹校訂『史料叢集 柳仲記』第一(八木書店、二〇〇八年、一五四頁)

問一 傍線部①および②について、右の史料における用法に即して、それぞれの読み方と意味を簡潔に述べよ。

①

②

問二 波線部について、この日に何が行われて、どのような結果が得られたのか、簡潔に説明せよ。

問三 二十八日条の二重傍線部について、すべてひらがなで読み下せ。

問四 二十八日条の二重傍線部について、二十五日条の内容との関連をふまえて、何が行われたのかを簡潔に説明せよ。

二〇二六年度 大学院入学試験問題【Ⅱ期】

文学研究科 史学専攻 日本史学専修(博士前期課程)

科目: 論文・専門科目(日本史学) (辞書使用不可)

受験番号() 氏名()

(3) 次の史料は、寛政三年七月二二日付、町奉行衆への老中達書である。史料を読み、設問に答えよ。答えはこの用紙に記述せよ。

(前略)

この問題は、著作権の関係により掲載できません。

(後略)

* 文字を訂正文等を一括あらため、補った。

(出典 『大日本近世史料 中取揃編集』 東京大学出版会、一九五九年、七八頁)

問一、空欄Aには「のみ」という語が入る。「のみ」を漢字で記せ。

問二、傍線部①～⑥を全文ひらがなで書き下せ。(例) 年貢割付 なんぐわりつけ

①

②

③

④

⑤

⑥

問三、この史料の大意を述べよ。

問四、この史料と史料が出された当時の政治・社会とを合わせて説明せよ。